

令和6年 7月1日から 指定ごみ袋の値段が上がります

～ごみ処理手数料値上がりの経緯についてお知らせします～

今回は、3月号でお知らせした指定ごみ袋の値上げについて、値上げの経緯や値上げ額の考え方についてより詳しくお知らせします。

値上げの経緯

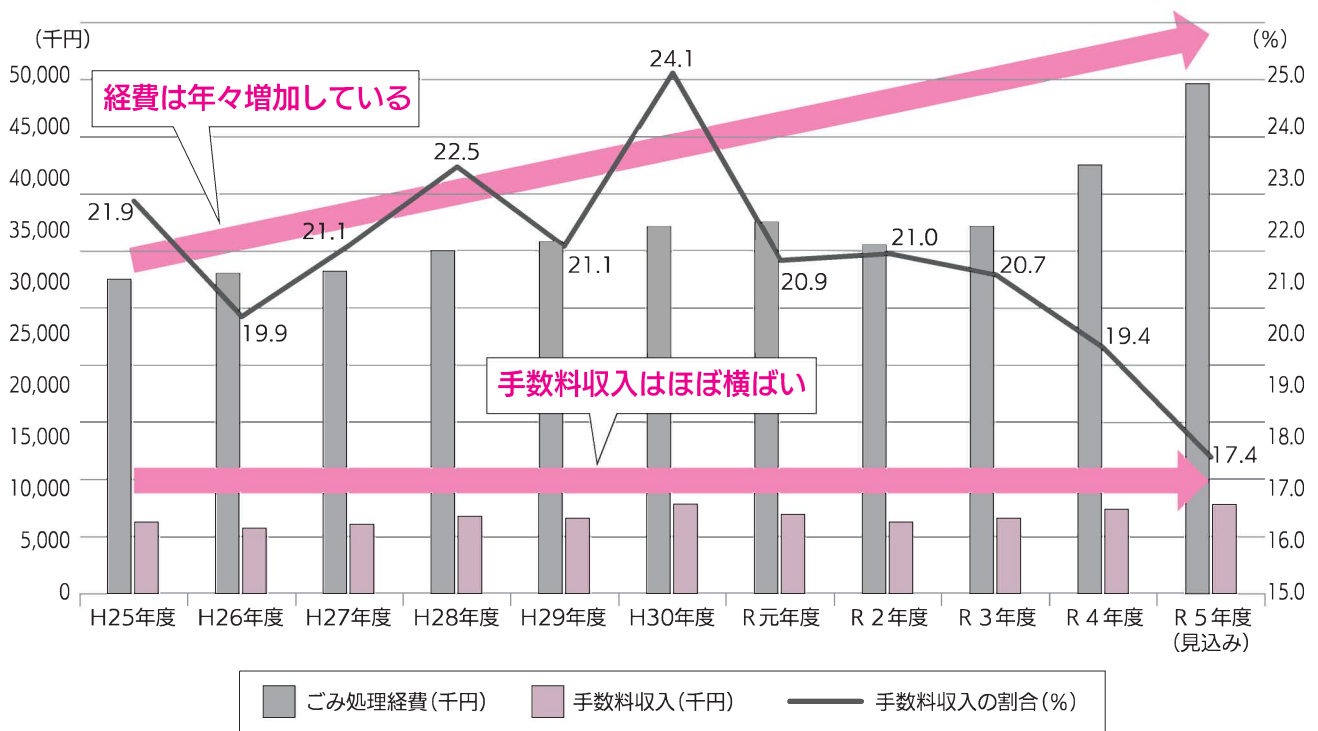
本村は、ごみの排出量の削減、リサイクルの推進などのため、平成18年7月1日から、ごみ処理手数料（※1）を徴収することとしました。

しかし、ごみ処理手数料の金額は、導入以降、一度も見直しされておらず、その一方でごみの処理に係る経費は年々増加してきています。

これにより、歳入と歳出のバランスが非常に悪くなり、村の財政をひっ迫させる要因の一つとなっています。（図表1参照）

このような状況を改善し、受益者負担の適正化を図るためにごみ処理手数料を値上げすることとしました。

※1 住民の皆様が指定ごみ袋やごみ処理券を購入することで負担している手数料と事業者様が直接搬入したごみの量に応じて徴収している手数料



※ごみ処理経費とは手数料を徴収しているごみの収集運搬及び最終処分に係る経費とする

図表1 ごみ処理に係る経費と手数料収入の推移

住民負担額の考え方

値上げ後のごみ処理手数料は、ごみ処理手数料を徴収しているごみ（※2）の処理に係る経費（※3）から、市町村が行うごみ処理事業に対して交付される普通交付税を除いたものの半分を、住民の皆様と事業者様に負担していただきたいという考え方により設定しました。（図表2参照）

※2 燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、粗大ごみ

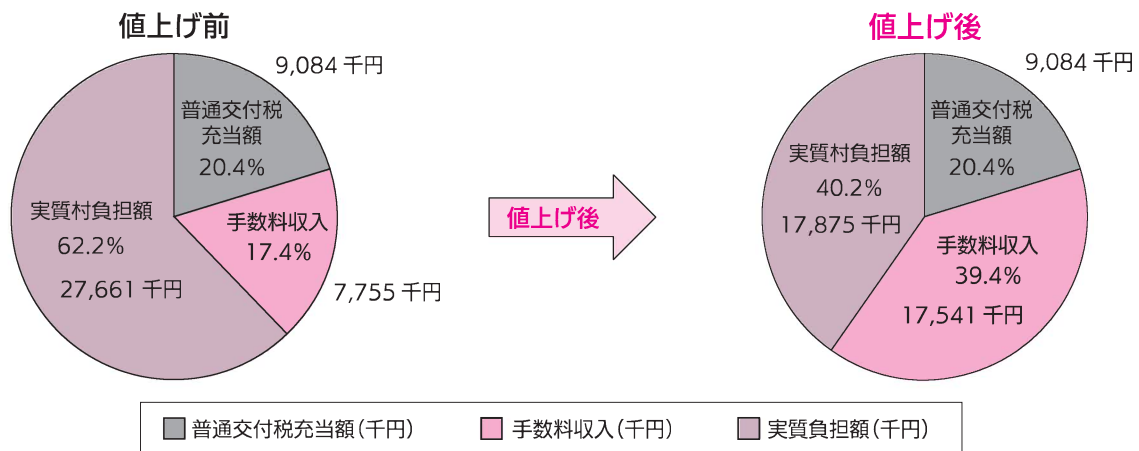
※3 ※2のごみを収集運搬する経費と埋立などにより最終処分する経費（事業者様については直接搬入しているため、収集運搬する経費は含まれない）

$$\left(\begin{array}{c} \text{ごみ処理経費} \\ \text{(収集運搬+最終処分)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{普通交付税} \\ \text{充当額} \end{array} \right) \div 2 = \begin{array}{c} \text{住民負担額} \end{array}$$

図表2 値上げ後のごみ処理手数料の考え方

値上げによる歳入と歳出のバランスの変化

値上げによるごみ処理手数料を、令和5年度のごみ処理に係る経費の見込み額からシミュレーションした結果、手数料収入は住民の皆様と事業者様を合わせて1,000万円程度増加し、手数料収入と村の実質負担額が同程度となりました。（図表3参照）



図表3 ごみ処理手数料の値上げによる影響のシミュレーション

今後の見通し

今後ごみの処理に係る経費は、人件費の増や物価高騰により年々増加していくものと思われるので、ごみ処理手数料については定期的に歳入と歳出のバランスを確認し、見直しを実施していきます。

住民の皆様にとっては、ごみ処理に係る経費を削減することが、ごみ処理手数料の値上げの抑制につながりますので、ごみの分別の推進、排出量の削減についてご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

お問合せ先 ▶ 住民福祉課 電話 0136-46-3131